

## 「令和8年度 部活動地域展開改革実行期間（前期）へ」

### ～ ～ 市町村と都道府県の役割 ～ ～

#### 部活動の地域展開等の推進における「都道府県」と「市区町村等」の役割

##### 都道府県

- 都道府県は、**広域自治体**として改革に向けた**リーダーシップ**を発揮し、**都道府県全体としての改革方針**を示すとともに、**市区町村に対するきめ細かな支援**を行う。
- また、一つの市区町村等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、**地域展開等に向けた広域的な基盤づくり**を行う。

##### <主な役割>

###### ① 推進体制の整備及び全体方針の策定・周知等

- ・都道府県全体での改革推進に向けた体制整備（関係部署の連携強化や専門部署の設置、コーディネーターの配置、関係者協議会や市区町村連絡会の開催等）
- ・都道府県全体としての改革方針を示す推進計画の策定
- ・都道府県内全体への周知・広報

###### ② 市区町村へのきめ細かなサポート

- ・市区町村の取組状況の把握及び伴走支援・指導助言等
- ・複数の市区町村による広域連携の取組に当たっての調整

###### ③ 地域展開等に向けた広域的な基盤づくり

- ・都道府県内の関係団体等、大学、企業との連携体制の構築
- ・指導者確保に向けた仕組みづくり（人材バンク設置、教職員の兼職兼業の取扱いの整理等）
- ・指導者研修や運営・リスク管理研修の実施
- ・大会への円滑な参加の促進

##### 市区町村等

- 市区町村等は、**改革の責任主体**として、**幅広い関係者との連携・協働**の下、地域展開等の円滑な実施に向けて**包括的な企画・調整**を行う。
- 特に、**地域クラブ活動の位置付け**（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、**豊かで幅広い活動が実現**されるよう、**丁寧に運営団体等への支援や指導助言等**を行う。

##### <主な役割>

###### ① 推進体制の整備及び方針の策定・周知

- ・推進体制の整備（関係部署の連携強化、コーディネーターの配置、関係者協議会の開催等）
- ・推進計画の策定、改革の進捗状況の評価検証
- ・生徒のニーズ把握や保護者・生徒等への周知・広報

###### ② 地域クラブ活動の認定等

- ・地域クラブ活動の認定（指導者登録等を含む）
- ・地域クラブ活動の活動状況の把握、支援・指導助言等
- ・生徒・保護者等からの相談窓口の設置

###### ③ 地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応

- ・指導者/活動場所/移動手段的確保等
- ・学校との連携（活動方針・活動状況の共有、学校施設の有効活用、教職員の兼職兼業等）
- ・寄附、ふるさと納税の活用など多様な財源の確保

※市区町村等が自ら地域クラブ活動の運営・実施を行う場合もある 7

## 【市町村の役割】

### 市町村が改革の責任主体となる理由

今回の部活動改革は、地域特性を活かして改革し、最終的に地域活性化が目標である。

市町村ごとに、歴史・自然環境・食生活等、それぞれに特徴があり、その特徴を無視して改革を進めると円滑に地域クラブ活動へ展開できないと考えるからである。

地域クラブ活動のプラットフォームを構築するためには、当事者となる中学生から直接意見を聞く機会を創出する必要がある。すでに地域展開が進んでいる地域でも中学生たちの意見を聞くことなく進めた結果、地域クラブ活動への参加率が減少している現状がある。

今回の部活動改革を進める中で、それぞれの地域特性を活かし、中学生たちの意見を聞いて進めるためにも、市町村が改革の責任主体とならないと円滑に進めることはできないからである。

## 部活動の地域展開等の推進における「都道府県」と「市区町村等」の役割

### 都道府県

- 都道府県は、**広域自治体**として改革に向けた**リーダーシップ**を發揮し、**都道府県全体**としての改革方針を示すとともに、**市区町村**に対するきめ細かな支援を行う。
- また、一つの市区町村等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、**地域展開等**に向けた**広域的な基盤づくり**を行う。

#### <主な役割>

##### ① 推進体制の整備及び全体方針の策定・周知等

- ・都道府県全体での改革推進に向けた体制整備（関係部署の連携強化や専門部署の設置、コーディネーターの配置、関係者協議会や市区町村連絡会の開催等）
- ・都道府県全体としての改革方針を示す推進計画の策定
- ・都道府県内全体への周知・広報

##### ② 市区町村へのきめ細かなサポート

- ・市区町村の取組状況の把握及び伴走支援・指導助言等
- ・複数の市区町村による広域連携の取組に当たっての調整

##### ③ 地域展開等に向けた広域的な基盤づくり

- ・都道府県内の関係団体等、大学、企業との連携体制の構築
- ・指導者確保に向けた仕組みづくり（人材バンク設置、教職員の兼職兼業の取扱いの整理等）
- ・指導者研修や運営・リスク管理研修の実施
- ・大会への円滑な参加の促進

### 市区町村等

- 市区町村等は、**改革の責任主体**として、**幅広い関係者との連携・協働**の下、地域展開等の円滑な実施に向けて**包括的な企画・調整**を行う。
- 特に、**地域クラブ活動の位置付け**（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、**豊かで幅広い活動が実現**されるよう、**丁寧に運営団体等への支援や指導助言等**を行う。

#### <主な役割>

##### ① 推進体制の整備及び方針の策定・周知

- ・推進体制の整備（関係部署の連携強化、コーディネーターの配置、関係者協議会の開催等）
- ・推進計画の策定、改革の進捗状況の評価検証
- ・生徒のニーズ把握や保護者・生徒等への周知・広報

##### ② 地域クラブ活動の認定等

- ・地域クラブ活動の認定（指導者登録等を含む）
- ・地域クラブ活動の活動状況の把握、支援・指導助言等
- ・生徒・保護者等からの相談窓口の設置

##### ③ 地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応

- ・指導者/活動場所/移動手段の確保等
- ・学校との連携（活動方針・活動状況の共有、学校施設の有効活用、教職員の兼職兼業等）
- ・寄附、ふるさと納税の活用など多様な財源の確保

※市区町村等が自ら地域クラブ活動の運営・実施を行う場合もある 7

## 【都道府県の役割】

都道府県の役割として、「**広域自治体として改革に向けたリーダーシップを發揮**し、**都道府県全体**としての改革方針を示すとともに、**市区町村に対するきめ細かい支援**を行う。また、**地域展開等**に向けた**広域的な基盤づくり**を行うこと」が役割となっている。

群馬県は、令和5年度から県内35市町村への訪問を開始して以来、教育委員会関係者だけでなく、スポーツ振興課、県スポーツ協会も一緒に訪問して意見交換を行っている。

また、全国で最も多くのコーディネーターを配置し、市区町村に対する伴走支援体制を整えている。令和7年度からは、コーディネーター派遣制度も開始して市区町村に対する伴走支援体制を充実してきた。

スポーツ振興課主導で令和6年度から開始した「指導者・サポーターバンク制度」では、登録時に研修会を実施し、質の向上も図っている。

令和7年度は、大学・医療機関等と連携し、トレーナー派遣制度を開始し、市区町村の地域クラブ活動を支援できる体制を整えてきた。

県としては、国が発出した「新ガイドライン」を基本とした「群馬県版の新推進計画」を策定して周知するとともに、最も情報が届いていない学校教員関係者、保護者、当事者となる中学生、小学生に向けた情報発信を充実することを検討している。